

議案第 30 号

田川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 24 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和元年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が現行の 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## 田川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

題名の次に次の目次を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 一般廃棄物の減量及び処理（第8条—第15条）

第3章 手数料等（第16条・第17条）

第4章 雑則（第18条—第20条）

### 附則

第2条第2項中「この条例」を「前項に規定するもののほか、この条例」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 家庭系廃棄物 一般廃棄物のうち事業系廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。

第6条第2項中「、その他の」を「その他の」に改める。

第9条の2中「ものは」を「者は」に改める。

第12条第3項を削る。

第13条第2項中「事業者等」を「市民及び事業者等」に改め、同条第3項中「ともない」を「伴い」に、「を運搬」を「を運搬し、」に改める。

第14条第3項中「当該事業者等」を「当該市民及び事業者等」に改める。

第16条第2項中「認められる」を「認める」に改める。

第17条第2号中「1件につき 500円」を「1件につき500円」に改める。

第18条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

### 別表第1（第16条関係）

#### ごみ処理手数料

区分	指定する袋等	単位	金額	備考
可燃ごみ	指定袋（大）	10枚	420円	(1) 金額には消費税及び地方消費
	指定袋（中）		320円	

	指定袋 (小)		210円	税の額を含むものとする。 (2) 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化（平成10年法律第97号）第2条第4項の政令で定める機器が廃棄物となったものをいう。
かん・びん	指定袋 (大)		150円	
	指定袋 (小)		100円	
不燃ごみ	指定袋 (大)		320円	
	指定袋 (小)		210円	
ペットボトル	指定袋 (大)		150円	
その他プラスチック	指定袋 (大)		150円	
長さ1メートル以内で重量が10キログラム以内の大型ごみ(特定家庭用機器廃棄物を除く。)	シール	1枚	100円	
			300円	
その他の大型ごみ(特定家庭用機器廃棄物を除く。)				
特定家庭用機器廃棄物			2,000円	

別表第2（第16条関係）

し尿処理手数料

区分	単位	金額	備考
特別に手数料を要しないもの	10リットル	126円50銭	(1) 10リットル未満は、10リットルとみなす。
特定条件のため特別に手数料を要するもの		129円80銭	(2) 徴収する手数料に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 (3) 金額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。